

(平成22年11月25日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岩手地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

5 件

厚生年金関係

5 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 10 月ごろから 43 年 7 月ごろまで  
② 昭和 43 年 7 月ごろから同年 11 月ごろまでのうち、  
3 か月間

私は、申立期間①については、A社が経営するB事業所のC部に、申立期間②については、D事業所E支店に勤務したが、申立期間①及び②における厚生年金保険被保険者記録が無かった。

勤務したのは間違いないので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、元同僚の供述により、申立期間の一部において、申立人がA社が経営するB事業所のC部に勤務したことが推認できる。

しかしながら、A社へ照会したところ、「申立人の勤務実態が確認できる関係資料は残っておらず、申立期間における厚生年金保険被保険者資格取得届及び喪失届の控え書類の中にも、申立人の記録は無い。」と回答している。

また、申立期間当時にB事業所で責任者だった者及び正社員だった者は、「B事業所は試用期間があり、その期間は厚生年金保険には加入させない扱いだった。」と供述している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したが、申立期間において申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番や乱れも無い。

申立期間②については、申立人が勤務したとするD事業所E支店を「D事業所」及び「D事業所E支店」等の名称でオンライン記録を検索したが、厚生年金

保険の適用事業所となった記録は無かった。

また、D事業所の商業登記簿上の商号使用者は所在不明な上、当該事業所と同じ地域で事業所を営業している者は、「D事業所は、本社を父親が、E支店をその息子が経営していたが、どちらも既に廃業しており、建物も無い。また、親子ともに20年ほど前に亡くなった。」と供述していることから、申立人の申立内容を裏付ける関連資料や供述を得ることができない。

さらに、当該事業所は、商業登記簿によると、法人ではない上、サービス業であることから、厚生年金保険の非強制適用事業所であったと考えられる。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 岩手厚生年金 事案 758

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月 1 日から 48 年 5 月 1 日まで

私は、昭和 47 年 9 月 1 日から、A社B部C課のD作業所に臨時社員として勤務したが、社会保険事務所（当時）から、申立期間において厚生年金保険被保険者記録が無い旨の回答を受けた。

申立期間に係る任用通知書を提出するので、申立期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する任用通知書、A社が保管する履歴書及び初任給計算票から、申立人が、申立期間において同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所は「履歴書や初任給計算票の記載から、申立人の在籍は確認できるが、資料が残っていない上、当時の手続方法について知っている社員もいないため、申立期間における厚生年金保険の届出及び保険料納付については不明である。」と回答している。

また、申立人は、申立期間においてD作業所に勤務した臨時社員は自分だけだった旨の供述をしていることから、申立期間当時、同作業所で一緒に働いていたとして申立人が名前を挙げた元正社員二人に照会したが、申立人の申立内容を裏付ける具体的な供述を得ることができなかった。

さらに、申立人に係る雇用保険の被保険者記録は、厚生年金保険の被保険者記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年6月30日から同年8月ごろまで

私は、A氏が所有するB丸に昭和37年5月1日から3か月間ぐらい乗船していた。

しかし、当該期間における年金の記録を照会したところ、申立期間の直前の1か月間しか船員保険の被保険者記録が確認できなかった。

給与明細書等の資料は無いが、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のB丸に係る申立期間について、申立期間の直前の昭和37年5月1日から同年6月30日までは、当該船舶所有者Aにおける船員保険被保険者名簿に申立人の被保険者記録が確認できるものの、申立人は、同年5月1日から3か月間ぐらい当該船舶において乗船していたはずとしている。

しかしながら、申立人は当時の船員手帳は所持しておらず、上記船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿においても、申立人の資格取得日は昭和37年5月1日、資格喪失日は同年6月30日と記録されており、当該記録は、申立人に係る船員保険被保険者台帳の記録と一致している。

また、当該名簿によると、申立人が名前を挙げた船長や同僚をはじめ、複数の者の船員保険被保険者記録は申立人の記録と一致している上、申立人と同職種であった同僚は、「申立期間当時、A氏の船舶は、7月から8月までの間は次の漁の準備のため、動いていなかった。」と供述している。

さらに、申立期間に係るB丸の船舶所有者は既に他界しており、その親族に照

会しても「関係書類は保管していない。」と回答していることから、申立期間に係る船員保険被保険者資格得喪の届出及び船員保険料の控除について、確認できる関連資料や供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 岩手厚生年金 事案 760

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 25 日から同年 7 月 9 日まで

私は、A社に入社後、1か月もしないうちに申立事業所であるB事業所に移るように言われ、申立期間において同事業所に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

給与明細書等の資料は無いが、勤務していたのは間違いないので厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、複数の元同僚の供述等により申立人が申立期間においてB事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立事業所について、管轄する法務局に照会したが、同事業所に係る商業登記の記録は確認できず、事業主は不明であることから、申立内容を裏付ける関連資料や具体的な供述を得ることができなかった。

また、オンライン記録で確認したところ、申立事業所では類似名称を含め厚生年金保険の適用事業所として存在した記録が無い。

さらに、申立人がB事業所で一緒に働いていたとして名前を挙げた元同僚二人を含む複数の元同僚の厚生年金保険被保険者記録をオンライン記録で確認したところ、申立人と同様に申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 岩手厚生年金 事案 761

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月 2 日から 57 年 9 月 1 日まで

A社における昭和 55 年 7 月 2 日から 57 年 9 月 1 日までの厚生年金保険の標準報酬月額が 11 万円となっているが、給料は 12 万円支給されていたと思うので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間におけるA社から支給された給与月額は 12 万円だったとしているが、当時の給与明細書などは所持していない。

また、当該事業所の当時の事務担当者に照会したところ、「会社の解散登記はしていないものの、会社自体は既に無くなっており、関係資料も残っていないため詳細については不明であるが、毎年、社会保険事務所（当時）に賃金台帳を持って行って照合確認をしてもらっていたので誤りはなかったと思う。」と回答している。

さらに、当時、当該事業所に勤務していた複数の元同僚に照会したが、「自分の厚生年金保険の標準報酬月額は間違っていないと思う。」と回答している。

加えて、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は 11 万円であり、オンライン記録と一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。